

朝日小学校いじめ防止基本方針



令和3年3月改訂

～ 目 次 ～

はじめに	1
1. いじめ防止に関する基本的な考え方	2
1) いじめの定義	
2) いじめ防止に関する基本的認識	
2. いじめ対策の組織	3
1) いじめ問題の取り組むための校内組織	
3. 未然防止の取組	3
1) いじめの未然防止に関する基本的な考え	
2) いじめを未然に防止するための方策	
4. 早期発見の取組	6
1) いじめの早期発見に関する基本的な考え	
2) いじめを早期に発見するための方策	
5. いじめへの対処	6
1) いじめの対処に関する基本的な考え	
2) いじめに対処するための方策	
6. 重大事態への対処の方策	8
7. その他の留意事項	9
1) 組織的な指導体制	
2) 校内研修の充実	
3) 校務の効率化	
4) 学校評価	
5) 地域や家庭との連携	
6) インターネットや携帯電話を利用した いじめへの対策	9
8. いじめ対策年間指導計画	10

はじめに

(経緯)

- 平成 24 年 7 月 大津市の自殺事案についての報道
- 平成 25 年 2 月 教育再生実行会議第 1 次提言
- 平成 25 年 6 月 21 日 「いじめ防止対策推進法」成立
- 平成 25 年 6 月 28 日 「いじめ防止対策推進法」公布
- 平成 25 年 9 月 28 日 「いじめ防止対策推進法」施行

「いじめ」は、古くて新しい問題であるといえる。そもそも、いじめは日常的な問題であり、(いじめにより自殺者が出るまでは)弱い者を苦しめたり悩ませたりすることと捉えられていた。

一方、現代のいじめは、まさに精神的に窮地に陥れるいじめが主流を占めている。また、それは、いじめられる側に苦痛の判断が委ねられるほどの精神的な苦痛であり、第三者からはなかなか認知されにくく、いじめがあったか否かは、本人はもとよりその場に居合わせた者でしか分からない。特に、日本のいじめは同一集団内で何らかの人間関係のある者の間で起こることが多く、「どの子どもがいつ加害者になっても、いつ被害者になっても不思議ではない」状況にあるといえる。こうしたことから、本校では、「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明らかなことを、毅然として学校全体にいき渡らせる。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という考えの下、また、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係な子どもはいない」との基本認識に立ち、本校の子どもが、豊かな人間関係の中でいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全校挙げて努めていかなければならない。そのためには、「いじめ防止対策推進法」の基本的理念等を深く理解し、体系的・計画的にいじめの防止(未然防止)・いじめの早期発見に取組み、いじめがあった場合は、朝日小学校として策定した「いじめ防止基本方針」(第 13 条 学校いじめ防止基本方針)に基づいて対応していかなければならない。

*平成 26 年 3 月に策定された「甲府市いじめ防止基本方針」が、平成 30 年 12 月に改定された。主な改定のポイントは、①いじめの認識の共有化②支援体制の充実③インターネット上のいじめへの対応の充実④未然防止の強化⑤いじめの解消 2 要件の追加⑥重大事態発生時の体制見直し、以上の 6 点である。これに沿う形で「朝日小学校いじめ防止基本方針」の改定を行った。

1. いじめ防止に関する基本的な考え

1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場を尊重しなければならない。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2) いじめ防止に関する基本的認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針を」策定した。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」には、どのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下は、教職員が持つべき基本的な認識である。

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものとして、その未然防止・早期発見・早期対応に努め、また、いじめ解消後についても再発防止に向けて継続的に支援する。
- 「いじめは、いじめられる側にも問題がある」という見方は間違いであり、いじめの行為そのものが問題視されるべきである。いじめの背景を的確に考察しながら指導に当たることは当然のこととして、どんな理由があろうとも被害者の立場に立って指導する姿勢を堅持する。
- いじめには、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努める。
- いじめ問題を迅速、的確に解決するためには、学級担任が一人で抱え込むようなことがあ

ってはない。いじめへの解決に向けては、そのほとんどの場面で、管理職や生徒指導担当、学年主任などの的確な判断と支援が必要不可欠である。よって、管理職のリーダーシップに基づいて、全教職員が協力・支援体制を組み、組織的な指導を行う。

- 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者、家庭、地域と連携し、いじめの未然防止に努める。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

2. いじめ対策の組織

1) いじめ問題に取り組むための校内組織

[校内組織]

①生活指導部会

- ・生活指導部会：毎月1回、問題を抱えている児童についての現状や指導についての情報交換、及び共通認識に基づいた共通行動についての話し合いを行う。

②いじめ防止委員会（第22条等）

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、市教育委員会担当者、スクールカウンセラー、関係機関、学校評議員等で組織した「いじめ防止委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。
- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者など外部専門家等が参加しながら対応できるようにする。

3. 未然防止の取組

1) いじめの未然防止に関する基本的な考え

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取り組まなければならない。また、一人一人を大切にした授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

2) いじめを未然に防止するための方策

①児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりを行う。

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・学級担任は、児童同士、児童と教員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努める。

②道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を

通して指導していく。

- ・ いじめを見て見ぬふりをすることは、「(是認の) 観衆」や「(黙認の) 傍観者」としての存在に等しいことや、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。
- ・ 思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。

③分かる授業，すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

- ・ 一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し，確かな学力の向上を図るとともに，学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・ 多様な学習活動の中で一人一人の児童の自己実現が果たせるような場面を意図的・計画的に取り入れていく。

④異年齢集団間，異校種間の連携を深める。

- ・ 近隣の保育園や幼稚園と連携して，年長児と 1 年生との交流活動を行うことにより，就学時の適応を促す。
- ・ 6 年生に向けての中学校の教員による出前授業の実施により，中学進学に向けての抵抗感を取り除いていく。
- ・ 異年齢集団での児童会活動により，お互いの理解を深め，それぞれの役割や責任を自覚させ，思いやりの心を育てる。

⑤いじめ問題に対する学校の取組評価を PDCA サイクルで行い，取組内容の検証を行う。

- ・ 児童生徒の実態にあった「取組評価アンケート」（無記名）を作り，学期ごとにアンケートを実施し，未然防止への取組の検証を行う。
- ・ 児童生徒の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を常に PDCA サイクルで見直し，今後の指導に活かす。
- ・ 学期末に学期ごとの検証結果を市教育委員会に報告する。

⑥全職員でいじめの理解について研修会を実施し，いじめの理解に努める。

- ・ いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め，人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い，明日への指導に生かす。

⑦校長を中心とした組織体制を構築し，全職員が一致協力した体制を確立するため，年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

- ・ いじめの未然防止，早期発見，早期対応，継続支援について，すべての教職員が共通理解するために，年度の最初にその方策について確認を行う。
- ・ 校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組むことを確認し，いじめ防止対策のための年間取組計画の作成や実施に当たっての諸注意など全職員の共通理解を深める。

⑧職員会議，校内研究などで，教職員の研修を継続的に実施する。

- ・年間を通じて、職員会議等を利用し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処について研修を行う。
- ・教職員がいじめについて自らの取組評価を行う機会を設ける。

⑨行事、会議を精選し、児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

- ・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多い。いじめの起きにくい集団づくりのためには、児童生徒と向き合う時間の確保に努める必要がある。そのため、学校で行われる行事の見直し、会議・研修の見直し、業務の見直し等を図る。

⑩学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」をするように心がける。

- ・防犯教室の実施やケータイ安全教室などを年間計画に位置づけ、児童生徒の啓発活動を図る一方、スクールガードリーダーや山の手交番等と情報交換を行い、情報共有体制を構築する。

⑪児童・生徒が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。

- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、代表委員会等の児童自身の手による取組みを促す。

⑫児童に対して、いじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

⑬いじめに向かわない態度・能力の育成のため、人権やいじめの法律上の扱いを学ぶ。

⑭次に示す児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

- ア 発達障害を含む障害のある児童
- イ 海外から帰国した児童や外国人の児童
- ウ 国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- エ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- オ 東日本大震災により被災した児童
- カ 原子力発電所事故により避難している児童

4. 早期発見の取組

1) いじめの早期発見に関する基本的な考え

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気

づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

2) いじめを早期に発見するための方策

①普段から児童生徒への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、指導に関わる職員間や生徒指導会議等で共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。

②いじめを早期発見するために、アンケート等定期的な調査その他必要な措置を講じる。

- ・「友だち関係について」のアンケートを年3回学期ごとに行い、児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。

③いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制を整備する。

- ・保健室・校長室などで、いつでもいじめ相談を受けることができることを児童生徒に知らせ、安心・安全に相談出来る体制を整えておく。
- ・学校外でも、山梨県総合教育センターや甲府市研修所等、相談できる機関等についても、児童向けの校内掲示等により広く知らせる。

5. いじめへの対処

1) いじめの対処に関する基本的な考え

- ・いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う取り組みを進める。また、家庭や教育委員会への連絡、相談や事案に応じ、関係機関との連携を図る。

2) いじめに対処するための方策

①いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ・①事実確認 ②反省指導 ③謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であるということを指導する。

②いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見される場合は、いじめ対策支援チームに対応協力を要請し、連携して解決を図る。

- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。
- ・学校内だけでなく、甲府市教育委員会「いじめ対策支援チーム」をはじめ、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。
- ・解決が困難なケース、その可能性が予見されるケースがあると判断したときは、ためらうことなく、いじめ対策支援チームに支援を求め、問題の早期解決に当たる。その際、家庭訪問など保護者に直接関わることも含め、早期解決に向けて取組を行う。

③インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして、市教育委員会に関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。

- ・SNSなどを介して行われるいじめに対しては、書き込みした児童生徒に削除を求めるほか、掲示板などへの書き込みに対しては、市教育委員会（いじめ防止連携会議）を通して、警察や地方法務局などの関係機関等に連絡・相談して削除を依頼するなど適切な措置を講じる。

④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。

- ・学校のいじめ対応を行う組織が加害児童生徒に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪として取り扱われるべきもの、重大事態と認められる場合は、市教育委員会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。
- ・重大事態に対しては、いじめ対策支援チームと連携し、関係機関との連携の下、適切に対応する。加害児童生徒に対しては、校長の判断の下に別室指導をさせたり、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取るなど「被害児童生徒を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応する。

⑤加害児童生徒、被害児童生徒の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

- ・被害児童生徒及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、失いつつある自尊感情を高めるよう留意しながら、徹底して守り通すことや秘密を守ることなど、できる限り不安を除去するとともに被害児童の見守りなど当該児童生徒の安全を確保する。
- ・加害児童とその保護者には事実関係を聴取し、保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑥いじめが起きた集団への働きかけを行う。

- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる必要がある。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- ・はやしたてるなど同調した児童生徒に対してはそれらの行為がいじめに加担した行為であることを理解させなければならない。また、学級全体で話し合わせるなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように努める。

⑦いじめが解消しているかどうかを日常的に観察する。

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月は継続しているかを確認する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童が心身の苦痛を感じていないことを被害児童本人及びその保護者に面談等により確認する。

いじめが解消に至っていないと判断される場合は、引き続き当該児童の安心・安全を確保し、解消に至るまで支援や対応を継続させる。場合によっては支援や対策飲み直しを図る。また、上記の「解消している」状態の要件は、あくまで目安であるので、いじめに重大性があった場合や、いじめが再発する可能性が十分あり得る場合には、教職員は引き続き当該児童について日常的に注意深く観察する。

6. 重大事態への対処の方策

いじめの重大事態については、「甲府市いじめ防止基本方針」及び「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針（平成30年9月改定）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

【調査を要する重大事態の例】

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

7. その他の留意事項

1) 組織的な指導体制

- ・いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員の一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、すべての教職員で共通理解を図っておく。

2) 校内研修の充実

- ・本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるさど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

3) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするとともに、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

4) 学校評価

- ・学校評価項目にいじめに関する項を設け、「児童」「保護者」「地域の方」「教職員」からの評価や意見を求め、いじめの有無はもとより、いじめ防止対策についての評価・改善策の検討をし、次年度に生かしていく。

5) 地域や家庭との連携

- ・PTAの各種会議や懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切などを具体的に理解してもらうために、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（「インターネット上のいじめ」）への対策

ア インターネット上のいじめは、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策について検討する。

イ インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童に対して、インターネット上のいじめが刑法上の罪の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育に取り組む。また、保護者に対してPTA総会、授業参観などを利用し、啓発活動に努める。

ウ インターネット上の不適切な書き込み等の実態に応じて、対応・対策を図るとともに状況に応じて関係機関との連携を図る。

8. いじめ対策年間指導計画

月	全体指導計画	防止対策等
4	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・授業参観・PTA総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間，学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解（教職員研修） ・保護者への「いじめ防止対策についての説明」
5	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズフェスタ ・校外学習1～4年生 ・修学旅行6年生 	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズフェスタを通した縦割り集団での人間関係づくり ・校外学習，修学旅行を通した人間関係づくり
6	<ul style="list-style-type: none"> ・林間学校5年生 ・教育相談 ・授業参観1～6年生 	<ul style="list-style-type: none"> ・林間学校を通した人間関係づくり ・「友だち関係について」アンケート ・定期教育相談 ・特別活動での情報教育
7		<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育 ・いじめ対策会議
8		<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習6年生 ・運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会を通した人間関係づくり
10	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習1～5年生 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習を通した人間関係づくり ・特別活動での情報教育
11	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズフェスタ ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズフェスタを通した縦割り集団での人間関係づくり ・定期教育相談 ・「友だち関係について」アンケート
12	<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭からの情報の聞き取り ・いじめ対策会議 ・保護者アンケート（学校評価）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期教育相談
2	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズフェスタ(卒業と進級を祝う会) ・授業参観1～6年生 	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズフェスタ(卒業と進級を祝う会)を通した人間関係づくり ・「友だち関係について」アンケート
3	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策会議（評価） ・引き継ぎ情報の整理，作成